

# 天草市大会等誘致補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 27 日

告示第 113 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、各種大会及び合宿(以下「大会等」という。)を市へ誘致することを奨励し、もって市の観光振興と経済発展に寄与することを目的とする補助金の交付に関し、天草市補助金等交付規則(平成 18 年天草市規則第 48 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第 2 条 補助の対象は、本市内の宿泊施設に 50 人以上(合宿の場合は延べ 50 人以上)の宿泊を伴う大会等とし、次に掲げる事項について補助するものとする。

- (1) 旅費、通信運搬費及び会議費
- (2) 会場使用料
- (3) 郷土芸能等の披露に要する経費
- (4) 会場案内表示、会場装飾等に要する経費
- (5) 宿泊費

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる大会等に対しては、補助金の交付を行わないものとする。

- (1) 政治的活動を目的とするもの
- (2) 宗教的活動を目的とするもの
- (3) 個人又は企業等の営利を目的とするもの
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるもの。
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、市長が適当でないとして認めるもの

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、大会等に係る宿泊者の人数に応じ、次に掲げる額とし、予算の範囲内で交付する。

宿 泊 者 数	金 額
50 人以上 100 人未満	50,000 円
100 人以上	100,000 円

(交付申請の添付書類)

第 4 条 規則第 3 条第 4 号の書類は、市内宿泊施設への予約が確認できる書類とする。

(実績報告の添付書類)

第5条 規則第12条第3号の書類は、市内宿泊施設への宿泊が確認できる書類とする。

(雑則)

第6条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成20年5月22日から施行し、改正後の天草市大会等誘致補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

## 1. 大会等誘致補助金内容

補助対象	天草市内の宿泊施設に50人以上(合宿の場合は延べ50人以上)の宿泊を伴う大会等。	
	旅費、通信運搬費及び会議費	
	会場使用料	
	郷土芸能等の披露に要する経費	
	会場案内表示、会場装飾等に要する経費	
	宿泊費	
上記のほか、市長が特に必要と認めるもの		
補助対象外	上記要件を満たしていても、以下の大会等については交付を行いません。	
	政治的活動を目的とするもの	
	宗教的活動を目的とするもの	
	個人又は企業等の営利を目的とするもの	
	集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるもの	
上記のほか、市長が適当でないと認めるもの		
補助金の額	50人以上100人未満	50,000
	100人以上	100,000

## 2. 申請の流れ

